

下 総 第 1 0 2 6 号  
令和5年(2023年)7月7日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様  
同 秋 森 和 也 様  
同 木 本 暢 一 様  
同 田 中 義 一 様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和5年1月5日付け監査報告第2号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

## 監査の結果に基づき講じた改善措置

保健部保健医療政策課  
保健部生活衛生課  
保健部試験検査課  
保健部健康推進課

### 保健部保健医療政策課について

#### [指摘事項]

- (1) 下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第7条第1項で「任命権者は、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。」と規定されているが、職員が週休日又は休日に6時間を超えて勤務した場合の時間外勤務命令において、休憩時間を与えていない事例や休憩時間が短い事例が見受けられた。関係法令等に基づき、適正に勤務時間を管理されたい。

#### (改善措置状況)

今回の指摘を受け、当課職員に対し、労働関係法令の遵守及び職員の健康管理の観点から休憩時間の適正取得の徹底について指導を行った。また、時間外勤務申請の決裁過程における決裁者に対しても、関係法令等に基づく適正な勤務時間であることを確実に確認するよう周知徹底している。

### 保健部生活衛生課について

- (1) 下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第7条第1項で「任命権者は、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。」と規定されているが、職員が週休日に6時間を超えて勤務した場合の時間外勤務命令において、休憩時間が短い事例が見受けられた。関係法令等に基づき、適正に勤務時間を管理されたい。

#### (改善措置状況)

今回の指摘を受け、当課職員に対し、労働関係法令の遵守及び職員の健康管理の観点から休憩時間の適正取得の徹底について指導を行った。また、時間外勤務申請の決裁過程における決裁者に対しても、関係法令等に基づく適正な勤務時間であることを確実に確認するよう周知徹底している。

### 保健部試験検査課について

#### [指摘事項]

- (1) 一般公衆浴場の水質検査手数料について、下関市手数料条例第4条第2項に規定する「市長は、必要があると認めるときは、手数料を減免することができる」を適用し、減免を行っているが、この適用に関する意思決定を市長決裁によらず部長専決事項と誤認し事務処理を行っていた。適正に事務処

理されたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を踏まえ、令和5年1月、当該手数料の減免措置の適用については、市長決裁を受けた上で事務処理を行った。

今後は、このように適切な事務処理を行う。

保健部健康推進課（8保健センターを含む）について

[指摘事項]

(1) 下関市保健センターの冷暖房施設及びガス器具（以下「設備等」という。）の使用に係る実費弁償金の徴収について、以下の事項が見受けられた。適正に事務処理されたい。

ア 保健センターの施設の使用者が設備等を使用する場合には、下関市保健センターの使用等に関する要綱の規定により、設備等（冷暖房施設・ガス器具）使用申込書を提出しなければならないが、当該申込書を提出することなく、設備等を使用している事例があった。

イ 設備等の使用に係る実費弁償金の減免の意思決定を、下関市事務決裁規程において部長等専決事項として規定されているにもかかわらず、課長の決裁で行っていた。

(改善措置状況)

ア 今回の指摘を受け、設備等使用当日に設備等（冷暖房施設・ガス器具）使用申込書を確認することを徹底した。今後、適正な事務処理に努める。

イ 当該要綱制定時に「特段の事情がある場合のほか、丁決裁にて取り扱う」旨の市長決裁を受け運用してきたところだが、今回の指摘を受け、令和5年3月29日付けで要綱の改正を行い、実費弁償金の減免の意思決定を、下関市事務決裁規程に基づき部長決裁により行うこととした。

(2) 下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第7条第1項で「任命権者は、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。」と規定されているが、職員が週休日又は休日に6時間を超えて勤務した場合の時間外勤務命令において、休憩時間を与えていない事例や休憩時間が短い事例が見受けられた。関係法令等に基づき、適正に勤務時間を管理されたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、当課職員に対し、労働関係法令の遵守及び職員の健康管理の観点から休憩時間の適正取得の徹底について指導を行った。また、時間外勤務申請の決裁過程における決裁者に対しても、関係法令等に基づく適正な勤務時間であることを確実に確認するよう周知徹底している。

(3) 彦島保健センターの土地に係る行政財産の目的外使用許可において、交

付した許可書の使用期間に誤りがあった。所要の措置を講じられるとともに、同様の事例が発生することのないようチェックを強化されたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、相手方に対して行政財産の使用許可の変更の通知を行った。今後、このような事例が発生することのないよう、職員に対して許可内容を確認するよう徹底する。

以上